

一般廃棄物処理業許可（更新）証

美総務第1338-14号

令和6年3月15日

埼玉県さいたま市浦和区常盤5丁目2番18号

クリーンシステム 株式会社

代表取締役 井古田 晃伸 様

美里町長 原田 信次 印



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及び美里町廃棄物の処理及び再利用に関する条例第26条第3項の規定により、下記のとおり一般廃棄物処理業を許可する。

記

|            |  |
|------------|--|
| 許可番号       | 17   |
| 取扱一般廃棄物の種類 | 一般廃棄物（積替保管なし）  |
| 事業の範囲      | 1. 収集 2. 運搬  |
| 許可の有効期限    | 令和6年4月1日から<br>令和8年3月31日まで  |
| 許可条件       | 1. 美里町廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び関係法令の遵守と美里町一般廃棄物処理基本計画に基づく施策を従業員に理解させ、毎月実績報告書を提出すること<br>2. 許可車両等の変更の場合、直ちに手続きをすること<br>3. 小山川クリーンセンター（一般廃棄物処理施設）内では施設職員の指示に従うこと<br>4. 産業廃棄物収集運搬を行わないこと<br>5. 上記に反する事実を確認した場合、美里町廃棄物の処理及び再利用に関する条例第30条に基づき許可の取り消し等があります |
| 備考         | 本許可は、美里町一般廃棄物処理基本計画に基づき町内の生活環境維持及び向上に資するものです。<br>次回の更新時は契約実績をもとに審査します。   |